

協同労働に基づく市民自治

— 研究年報刊行に寄せて —

富沢 賢治 (聖学院大学大学院教授／協同総研副理事長)

はじめに

協同総合研究所は、2007年から「新しい公共と市民自治」をテーマとする連続研究会を開催している。この研究会は、ワークスコープの実践が切り拓いた公共サービス分野での事業活動の広がりという現実を踏まえて、その実践の意味を理論的に解明し、社会革新の主体形成についての理論的分析を積み重ねてきている。問題分析のための基本的枠組みは、「協同労働」→「協同労働による公共サービス」→「新しい公共」→「市民自治」という4者の関係の解明に置かれている。

本年報所収の論文全体を読みやすくするために、本稿では、「協同労働」→「協同労働による公共サービス」→「新しい公共」→「市民自治」という4者の関係について、私なりの解説をしておきたい。

1. 協同労働の歴史と現状

協同労働とは、広義には、複数の人が協力しあって仕事をする事、協業 (co-operation) を意味する。狭義には、複数の人

が自主的に(他者の支配の下ではなく)協力し合って仕事をする事を意味する。

今日国際的な規模で社会的に注目されているのは、狭義の意味における協同労働である。資本主義社会における基本的な労働は、雇用されて働く労働、賃金労働である。それだけに、1970年代以降の世界各地での労働者協同組合の急増後、雇用されないで働く協同労働の意義と可能性に関する研究が多く、多くの国で進展している。

資本主義社会のなかで、雇用されないで働く労働者の組織としては、労働者協同組合 (workers' co-operative) がある。労働者協同組合とは、労働者が所有権と管理権を持つ協同組合である。別言すれば、協同組合原則に基づいて運営される労働者の自主管理企業である。労働者協同組合の事業は、産業部門を問わず、生産、サービス、流通、販売、信用、文化など多岐にわたる。どのような事業を営もうとも、その事業を営む人びとが自分たちで出資し、所有し、管理し、かつ事業が協同組合原則(1人1票制による民主的運営、出資金に対する配当の制限など)に基づいて運営される限り、その事業体は労働者協同組合と称されうる。そ

ここで働く労働者は、出資をし、経営責任を持つ労働者であり、雇用されないで働く協同労働者である。

19世紀以来、多くの資本主義国で賃金労働者は労働組合を組織し、失業者たちは原初的な労働者協同組合を組織した。失業者たちは、仕事がないために自分たちで資金を出し合って仕事をつくり出していったのである。しかし、ほとんどの労働者協同組合は失敗に終わった。イギリスの協同組合運動の歴史と現実を調査したベアトリス・ウエップは、はやくも19世紀末に、労働者には資金も経営能力もないから労働者協同組合に成功の可能性はない、と結論した。それ以来、このウエップ・テーゼが通説となった。

しかし、20世紀後半になると、スペインのモンドラゴン協同組合をはじめとして世界各地において労働者協同組合運動が発展しはじめ、労働者協同組合は成功し得ないとするウエップ・テーゼは再検討を迫られるようになった。

1970年代以降の世界資本主義の動揺のなかで、多くの国で労働者協同組合が組織されていった。とりわけ、1970年代以降のヨーロッパにおける労働者協同組合の急増が注目された。欧州共同体(EC)内の労働者協同組合の組合員数は1970年代に2.5倍に増えた。組合数は、イタリアでは1974年の4,860から1981年の11,203(2倍強)に、フランスでは1970年の約300から1984年の約1,400(4倍強)に、イギリスでは1977年の1975から1985年の1,050(14倍化)に急増した。

1970年代以降、日本でもいくつかの団体が労働者協同組合運動に取り組んだが、その典型は中高年雇用・福祉事業団の活動に見ることができる。事業団は、失業対策事業に従事する労働者を組織した労働組合である建設一般全日自労のイニシアティブで組織された労働者協同組合である。1971年、失業対策事業への新規就労の打ち切りという労働省の施策に直面して、全日自労は、失業者自身が就業の場をつくる事業団運動を始めた。この結果、地方自治体が仕事を出し、その仕事を労働者が管理運営するという「事業団方式」が生み出され、1979年には中高年雇用・福祉事業団全国協議会が結成された。今日の日本労働者協同組合連合会の前身である(その後の歴史については、日本労働者協同組合連合会編『歴史はいつか真実にいたる—日本労働者協同組合連合会の30年』日本労働者協同組合連合会、2009年、参照)。

国際協同組合同盟の1980年大会では、「いまや労働者協同組合は、各種協同組合のなかの単なる一組織ではなくなっており、労働者が同時に所有者となる新しい産業民主主義の基本的構造を形成している」と評価されるまでになった(日本協同組合学会訳編『西暦2000年における協同組合[レイドロー報告]』日本経済評論社、1989年、160～161ページ)。

その後も世界の多くの国で労働者協同組合運動がdevelopを続けている。以下では、スペインのモンドラゴン協同組合と日本の労働者協同組合の事例を取り上げよう。

2. モンドラゴン協同組合の事例

(1) 協同労働の協同組合

スペインでは労働者協同組合は法制上「協同労働の協同組合」(Cooperativa de Trabajo Asociado)と称されている。直訳すれば、「アソシエートした労働の協同組合」である。スペインでは労働者協同組合が、協同組合総数の3分の1強を占めている。

とりわけバスク地方のモンドラゴン協同組合による地域活性化の成功が世界的に注目されている。モンドラゴン協同組合は、金融機組織を中軸に据え、生産、消費、教育、住宅、サービスなどの諸協同組合から成る連合体を構成し、地域社会を活性化させた。

モンドラゴン協同組合群の創始と発展に大きく貢献したのは、ドン・ホセ・マリア・アリスメンディアリエタである。彼は、1941年に26歳でスペイン・バスク地方のモンドラゴンにある教会の副司祭に任命された。人口約8千人の当時のモンドラゴンは、町全体が荒廃した状況にあった。とりわけ失業が大きな社会問題となっていた。若き神父は、まちづくりの担い手を育てるために1943年に小さな職業訓練学校を開設した。

1956年、5人の卒業生が小さな石油ストープ製造工場「ウルゴール」を設立し、その後3年間に6つの協同組合が設立された。その段階でアリスメンディアリエタは、

資金問題と共済問題の解決、および協同組合グループ全体の指導機関の必要性を強調して、59年に協同組合金融機関である労働人民金庫を設立した。その後、労働人民金庫は、労働者協同組合の新設と経営指導に積極的に取り組んでいった。労働者協同組合のネットワークは、発展を続け、協同労働の就業の場を拡大していった。

今日(2006年現在)のモンドラゴン協同組合は、107の協同組合(製造、流通、金融、共済、研究教育など)、約126の子会社、7つの国際サービス組織など、総計250の企業・組織の連合体となり、全体としてモンドラゴン協同組合コーポレーション(MCC)と称されている。MCC全体で労働者は8万3,601人、海外の生産工場は65、事業高は、製造業が約1兆1,000億円、流通業が約1兆400億円となっている(津田直則「協同組合における連帯と自主管理」『桃山学院大学経済経営論集』49-4, 2008年、139ページ)。

労働者には資金も経営能力もないから労働者協同組合は成功し得ないとする通説を覆して、モンドラゴン協同組合の労働者たちは、資金と経営能力を労働人民金庫に集中し、労働人民金庫を核にして見事な労働者協同組合ネットワークをつくりあげていった。労働者の資金と経営能力に関する状況は、ウェブの時代と異なってきたのである。

労働者によるこの地域活性化を可能とした第1の要因は、労働者協同組合の理念を明確にして、その理念を実践したことであ

る。第2の要因は、金融組織を核とする企業ネットワークの協力体制の形成である。第3の要因は、地域社会の力強い協力を得て3つの協同（組織内協同、利用者との協同、地域の協同）がうまく機能した点に見られる。

スペインの元厚生・労働大臣のJ. C. アパリシオは、社会的経済に関する国際会議(1997年)で「連帯に基礎を置く社会をつくるためには協同労働(associated work)が基礎となるような企業文化の創造が必要だ」と述べ、「協同労働」に関しては「モンドラゴン協同組合がよい例を示している」と指摘している(富沢賢治『社会的経済セクターの分析—民間非営利組織の理論と実践』岩波書店、1999年、57ページ)。

では、モンドラゴン協同組合は、協同労働をどのように位置づけているのであろうか。

「モンドラゴン協同組合の実験の基本原則」(1987年、採択)を見よう。この「基本原則」は、モンドラゴン協同組合の基本的なあり方を規定する「憲法」とも言うべきものである。とりわけ下記の第3原則「労働主権」が、一国の憲法における「国民主権」にも似て、労働者協同組合の特性を明示している(詳細については、富沢、同上書、125-154ページ)。

「第3原則 労働主権

モンドラゴン協同組合は、労働が自然と社会と人間を変革する基本的な要素と考え、以下の通り行う。

(a)賃金労働者の系統的雇用をしない。

(b)協同組合企業の組織においては労働に完全な主権を付与する。

(c)生産された富の分配においては、その基本的な取得権は労働に存する。

(d)社会の全構成員に対し、労働を選択する自由の拡大をめざす」

モンドラゴン協同組合グループ理事会議長として「基本原則」の作成にリーダーシップを発揮したホセ・マリア・オルマエチェアによれば、「モンドラゴン協同組合の実験を規定する基本的な特質は、労働の協同化(la cooperativización del trabajo)である。これこそ、私たちのグループが世界の協同組合にもたらしている基本的な要素である」(富沢、同上書、133ページ)。

「労働が自然と社会と人間を変革する基本的な要素」と考えた上で、企業運営において「労働に完全な主権を付与」し、「社会の全構成員にたいし、労働を選択する自由の拡大をめざす」とする、この壮大な「実験」の基盤をなしているのが、「労働の協同化」である。

(2) アリスメンディアリエタとマルクスの人間発達論

「労働の協同化」という概念は、マルクスの「労働の社会化」という概念と類似している。「協同労働」は、「労働の協同化」の結果であり、「アソシエートした労働」は、「労働の社会化」の結果である。「協同労働」「アソシエートした労働」をその動態面からとらえた概念が、「労働の協同化」「労働の社会化」である(「労働の社会化」につい

ての詳論は、富沢賢治『唯物史観と労働運動—マルクス・レーニンの「労働の社会化」論』ミネルヴァ書房、1974年、参照)。

マルクスと比較するために、アリスメンディアリエタの思想を見ておこう。アリスメンディアリエタは、終世、人間にとっての労働の意味を探究し続けた。彼が望んだことは、労働者を解放することではなく、労働者が自らを解放することであった。彼は述べている(富沢 1999、205-206ページ)。「人間は自己を実現するものである。人間の不十分性や無力を克服するために仲間を信頼することが基本になる」「われわれは、神話ではなく労働に基礎を置いた革命を必要としている」、「革命をしよう。たとえ将来の発展を目指す企業が社会主義的なものであろうと、はたまた新自由主義的なものであろうと、われわれの企業モデルが将来の企業を特徴づける基本的なモデルのなるようにしよう」

マルクスの人間発達論にも上記と類似するところがある。マルクスによれば、人間は自己の労働によって自己を形成していく。自分の労働が、自由意思に基づくもの(自発的なもの)であることが、人間発達ための条件となる。しかしながら、資本主義社会では、賃金労働者は、給料と引き換えに自分の労働を雇い主の支配下に置くことになる。労働者の労働が他者の支配下に置かれ、自分に対してよそよそしい関係になる労働疎外が発生する。自分の労働が自発的なものであることが、自由な人間であることの条件であるとするならば、労働疎

外のもとにある人は、自由な人間であるとは言えない。労働が真に解放されるためには、労働力が買い手のものではなく、労働者自身のものとならなくてはならない。

現代の資本主義社会においても、自分の労働力を売り渡すのではなく、自主的に仕事に従事することを可能にする組織がある。ボランティア組織と労働者協同組合である。ボランティア労働は、その言葉が示すように、自発的労働そのものである。NPOには2つの役割がある。組織としての役割は、社会問題の解決である。NPOのもとで働くボランティアにとっての役割は、自己実現の場の提供である。ボランティアは、労働疎外から離れた場において自己実現をはかる。労働者協同組合で働く労働者も、自分の労働力を売り渡すのではなく、働く仲間との協同労働を通して人間発達を図る。

人間が労働疎外と自己疎外を克服することができる社会を実現するためには、自発的労働が社会的に一般化する必要がある。労働の社会化は、自発的労働の普遍化を実現させる条件となる。

3.日本の労働者協同組合の事例

前述のように、スペインでは「労働者協同組合」は法制上「協同労働の協同組合」と称されている。日本労働者協同組合連合会は、この「協同労働」というスペインの言葉を重視する一方、労働者と利用者と地域住民が協力し合うイタリアの社会的協同

組合から大きな示唆を受け、単に労働者同士の協同だけではなく、労働者と利用者と地域住民の三者の協力をも包み込む意味合いで、以下のように「協同労働」という言葉を用いている。

「協同労働の協同組合とは、働く人々・市民が、みんなで出資し、民主的に経営し、責任を分かち合って、人と地域に役立つ仕事を起こす協同組合で、『協同労働』とは、働く人どうしが協同し、利用する人と協同し、地域に協同を広げる労働です」、「働く者同士の協同、利用者・家族との協同、市民・地域・行政との協同。私たちがいつも心がけているのが、この『3つの協同』です」(日本労働者協同組合連合会『協同労働の協同組合、2008～2009』、2ページ)。

日本労働者協同組合連合会が取り組む主要な事業として高齢者介護がある。十分な高齢者介護を行うためには、「介護者同士の協同」と「被介護者・家族との協同」と「市民・地域・行政との協同」という「3つの協同」が不可欠となる。介護労働の実践から「3つ協同」というコンセプトが生まれるのは、ごく自然な成り行きである。

いまや労働者協同組合は、高齢者介護に留まらず、指定管理者制度の導入(2003年)を背景にして学童保育、児童館などの子育て関連の仕事、障害者支援、若者支援など、多様な公共サービスを担う組織にまで成長している。

広い観点から見ると、「3つの協同」は、単に公共サービスに限られず、すべての産業分野において必要とされる協同である。

第3次産業の健全な成長発展のためには、サービス提供者とサービス受容者と行政の協同が不可欠である。第1次産業と第2次産業においても、生産者と消費者と行政の3者の連携が今後ますます重要となることは、否定できない。

経済成長を単に量的に見るだけでなく健全な経済成長を図るためには、市場の自由原理に頼るだけでなく、生産者、消費者、行政の3者の連携による調整が必要とされるのである。

「3つの協同」の基礎をなすのは、「働く者同士の協同」である。「働く者同士の協同」という土台がしっかりしなければ、その上に築かれる「利用者・家族との協同」も「市民・地域・行政との協同」も十分なものになり得ない。その意味で「働く者同士の協同」の確立は、一国の経済のあり方を左右する根本的な課題となる。

では、「働く者同士の協同」は、どのようにして実現できるのか。かつては国家指導型計画経済体制の確立による「働く者同士の協同」の実現が試みられた。しかし、その試みは失敗に終わった。「働く者同士の協同」は、政治革命によって一挙に実現するものではなく、働く者自身が地道に築いていくものである。

4. 民間非営利セクターの拡大強化による「新しい公共」と「市民自治」の確立

(1) 3つの領域から成る社会

フランス革命以来、近代社会は自由、平等、友愛のバランスのとれた社会の実現を

めざしてきた。人類史的に見ると、産業革命が世界中に伝播した19世紀は、資本主義の確立期であった。そこでは自由主義という社会原理が時代を切り開く革新的な役割を果たした。しかし、自由競争の放任は弱肉強食を伴い、種々の社会問題を生み出していった。これらの社会問題を体制変革によって解決しようとしたのが、平等を原理とする社会主義運動であった。ロシア革命をはじめとする20世紀の多くの社会主義運動は、平等を求める社会運動であった。しかしながら、自由を否定するかたちでの平等の追求は経済活動での活力を欠くゆえに失敗せざるを得なかった。

では、自由、平等、友愛のバランスのとれた社会はどのようにして実現可能となるのであろうか。この問題を考察するためには、現代社会の変化の動向に注目する必要がある。すでに述べたように、今日、種々の社会問題を解決するために、民間非営利組織が急増し社会的発言力を強化しつつある。民間非営利組織が今後も世界各地で増加していくとするならば、社会経済システムの問題としては、民間非営利組織の集合を一つの独立の社会領域(セクター)として認識する必要が生じる。

国際的な用語法では、「第3セクター」という言葉は、「国家セクター」(第1セクター)と「営利企業セクター」(第2セクター)と並んで存在する第3の社会領域である「民間非営利組織セクター」を意味する。しかし、日本語の「第3セクター」は、「国や地方自治体と民間企業との共同出資で設立される

事業体」を意味する(『広辞苑』)。この用語法は日本独自のものであり、国際的には通用しない。日本における基本的な社会組織は、「国や地方自治体」と「民間企業」である。この2つの社会組織の領域に比べれば、「民間非営利組織」の領域は、あまりにも微小で、第3の社会領域(セクター)を占めているなどとはとても認識できない。したがって、2大組織である「国や地方自治体と民間企業との共同出資で設立される事業体」が第3のセクターを形成する。これが、日本の常識となっている。

この常識は、国際的な観点からして日本がいかに特殊な社会であることを示している。この日本的常識にとらわれているかぎり、グローバリゼーションのなかでの日本社会の未来は、展望できない。3つのセクターのそれぞれが、その最良の機能を果たすことによってベストミックスを図るような社会が必要とされている。

(2) 「新しい公共」と「市民自治」の確立

3つのセクターのそれぞれを支える基本的な理念はなにか。国家セクターは平等であり、市場セクターは自由であり、民間非営利セクターは友愛あるいはその現代的概念である連帯である。

自由原理と平等原理の実現を図るためには、連帯原理が不可欠となる。自由と平等の同時成立は不可能だと言われる。すなわち、社会における諸個人の自由競争を前提とすれば、諸個人の平等は存在しない。また、諸個人の平等を前提とすれば、自由競

争は成立しない。しかしながら、自由と平等は、いわば弁証法におけるテーゼとアンチテーゼとの関係にあり、連帯原理を媒介することにより、互いに関係を結び合うことができる。自由と平等のバランスのとれた社会運営を可能とするためには、自由原理に基づく民間営利セクターと平等原理に基づく国家セクターだけではなく、連帯原理に基づく民間非営利セクターが必要とされる。民間営利セクターと国家セクターと民間非営利セクターのベストミックスを追求する混合経済体制が求められる。人間関係の視点からすれば、自由な個人が平等な権利をもって連帯し協力し合える社会が求められる。

①自由と平等と連帯という三本足に支えられることによって、また、②効率性、公平性、社会性のベストミックスを形成することによって、また、③自助、共助、公助の三者関係をより精緻なものにしていくことによって、社会はその安定性と発展を確保しうる。人間発達、自由、平等、連帯という3本足によって支えられる鼎立社会において保障されることになる。

鼎立社会を構築するための実践課題はなにか。第一は、市民を主体とする多様な非営利組織を立ち上げ、組織間の協同を強化することによって、民間非営利組織セクターを拡大強化することである。第二は、民間非営利組織セクターの枠をさらに拡大して、地方自治体や地元企業など、なんらかの形で地域住民に貢献しているあらゆる組織の間の協働を強化して、地域社会活性

化のためのネットワークをつくり上げることである。第3は、市民が公共的活動の担い手となり、諸個人・諸組織を結びつけ、グラスルーツから公共性をつくり上げ、新たな共同体を形成することである。

「新しい公共」と「市民自治」との関連について述べるならば、「新しい公共」の領域の拡大が「市民自治」を強化し、「市民自治」の強化が「新しい公共」の領域をさらに拡大強化させていくという相互関連が、そこに見られる。その際、「協同労働」が「新しい公共」と「市民自治」の経済的土台をなしていることが看過されてはならない。「協同労働による公共サービス」の拡大強化が、「新しい公共」と「市民自治」の確立のための必要条件となるのである。

鳩山首相が強調する「友愛社会」も、協同労働によって基礎づけられることによって、その現実性が担保されると言えよう。

「協同労働」→「協同労働による公共サービス」→「新しい公共」→「市民自治」という4者は、およそ上記のように関連づけられる。

5. 本研究年報に収録した論文の紹介

上記のような分析枠組を前提とすると、本研究年報に収録した論文の相互関連も明らかになる。かりに「協同労働」と「協同労働による公共サービス」に関連する論文を第1グループとし、「新しい公共」と「市民自治」に関連する論文を第2グループと

すると、本研究年報に収録した諸論文は、内容的には下記のように分けられる。

第1グループ

- ①「現代日本の貧困と不平等を問う」(杉村)
- ②「『働くこと』の回復」(向谷地)
- ③「半農半X(エックス=天職)」(塩見)
- ④「ホームビジティング(訪問型子育て支援)」(西郷)
- ⑤「連帯経済をめざすコミュニティ金融の課題」(法橋)

第2グループ

- ⑥「『小さな自治体』をめざす全国初の集落NPO『文化と交流の里』で過疎に歯止めを」(岡田)
- ⑦「新時代の自治体運営」(辻山)
- ⑧「協同労働が創る人と社会の未来」(島村)
- ⑨「新しい公共と市民自治を考える」(協同総研研究会総括フォーラム)は、研究成果の全体を総括する位置にある。

次に各論文の内容に触れておこう。

第1論文(杉村宏「現代社会の貧困と不平等を問う！」)は、現時点における協同労働へのニーズの高まりについて、その社会的背景を明かにしている。「今日の貧困の一つの特徴は、格差社会における貧困」である。「労働ルールがメチャメチャに破壊された結果、低所得者層というものが増えています」(50ページ)。

第2論文(向谷地生良「『働くこと』への回復」)は、「社会福祉法人浦河べてるの家」での実践経験に即しながら、協同労働の意

義について論じている。「社会のあり方と心の病とは非常に密接な関係にある…。そこに共通しているのは、『協同性』、つまり人と人とのつながりの破壊、関係の希薄さというところから起因している」(92ページ)。「共同体のあり方そのものが、時代とともに変わらざるを得ない。そのなかで、あらためて『共に働く』ということを通して、お互いのつながりをもう一度つくり直していく。そのためには、一緒に仕事をし、事業を起こすということが絶対に必要である」(93ページ)。「市民との本当の意味での連帯というものを実現する可能性が、この協同労働の中にある」(94ページ)。

第3論文(塩見直紀「半農半X(エックス=天職)」)は、「半農半X」の生活が可能であり、理想的な生き方でもあることを豊富な実例を挙げて説明している。「半農半X」とは、自給可能な小農業を営みながら「天から与えられた才能を自分のためだけでなく、周囲のために生かすという生き方」である(185ページ)。今後、食糧問題が世界的にますます厳しいものになっていくことは確実である。私たちはこの問題にどう対応すべきか。塩見論文は、この問題を考えるうえで示唆に富む豊かな素材を提供してくれる。

第4論文(西郷泰之「ホームビジティング(訪問子育て支援)」)は、イギリスの「ホームスタート」の事例を中心にして、訪問子育て支援のあり方を考察したものである。この論文では、ワーカーズコープも受託運営している「地域子育て支援拠点事業」に

関連して、重要な指摘がなされている。「子育てサークルや子育てグループがいっぱいあった地域も、地域子育てセンターができた瞬間になくなっていった…。これは、子育て力を萎えさせているだけ…。親たちの自主的な地域活動や地域の支え合いがあって、その上に地域子育てセンターや集いの広場があるべきではないか」(158ページ)。

第5論文(法橋聡「連帯経済をめざすコミュニティ金融の課題」)は、近畿ろうきんのNPO支援融資制度の紹介を中心にして、コミュニティ金融の現状と課題を包括的に論じたものであるが、コミュニティ金融の支援を受けて協同労働が拡大する可能性が高まりつつある現実を明示している。「コミュニティ再生に多くの市民が動き出した時代、こうした動きを後押しする社会的な金融」の試みも盛んに行われるようになっている(75ページ)。「生協、ろうきん、全労済など(の既存の協同セクター)と新しいNPOセクターや社会的企業などがうまく横につながって、それぞれの強みや資源を組み合わせた連携を図っていくことができれば、地域のデザイン、共生型経済が大きく動く」(83ページ)。

つぎに第2グループの論文の内容に触れておこう。

第6論文(岡田一「『小さな自治体』めざす全国初の集落NPO『文化と交流の里』で過疎に歯止めを」)は、住民による村づくりの報告である。鳥取県智頭町の山村である新田は、65歳以上の高齢者が総人口の過半数を占める、17戸、50人の限界集落であ

る。住民は、村を消滅させてはならないと、集落全戸を会員にした「新田村づくり運営委員会」をNPO法人として設立し、「小さな自治体」をめざしたむらづくりに奮闘努力中である。私自身も勤務校周辺の住民組織を基盤に「まちづくり協議会クローバー」を設立して、時には周辺の人からバカと言われてたりして、奮闘努力中なので、岡田さんの下記の感想には同感するところが多かった。「村づくり事業にしても、(労働者協同組合の)皆さんがやられているような新しい事業にしても、おそらくむずかしい問題はたくさんあるだろうと思います。しかし、やらずに失敗するよりは、やって失敗して叱られて、それでバカになるほうがまだいいかな、と日頃思ったりしながら、今日の村づくり事業」に取り組んでいます(178ページ)。

第7論文(辻山幸宣「新時代の自治体運営—自治のしくみと運営」)は、「社会運営のシステム」、「まちを治めるちからの変遷」、「市民主体の地域運営」、「ガバナンスの制度設計」、「新しい公共の意味と課題」について論じている。「まちを治めるちから」の歴史的変遷に関しては、「コミュニティの共同作業」や「結(ゆい)」などの協同労働に見られるように、住民たちが「はじめは自分たちの『ちから』で治めた」という点が指摘されている(30ページ)。

第8論文(島村博「協同労働法が創る人と社会の未来」)は、「協同労働」を「連帯、人たるに値する働き方・生き方・暮らし方の保障、地域力またはコミュニティの活力

ある存続、これらに価値を求める働き方」(112ページ)と理解した上で、今日における協同労働組織の必要性を明らかにし、協同労働法制化の意味を「根源的に問うこと」(12ページ)に挑戦した一大論稿である。島村報告を巡る質疑応答を含めて、法制化の意味を多面的に理解する上で考えるべき論点を多く提供している。

最後に、2008年10月に開催された「新しい公共と市民自治」協同総研研究会総括フォーラムの内容について紹介しよう。パネリスト報告では、①福嶋浩彦氏が、我孫子市の提案型公共サービス民営化制度などを素材として「新しい公共、市民自治とは何か」について論じ、②前山総一郎氏がアメリカのコミュニティ自治を素材として「住民統治型の地域構築」について論じ、

③植田和弘氏が、環境問題を中心にして「持続可能な地域社会」について論じ、④野澤朗氏が、上越市における「新しい自治体づくりへのチャレンジ」について論じ、⑤永戸祐三氏が、「危機にある『公共』を担い、豊かに発展させるのは誰か」というテーマのもとで、協同労働とその組織の現代的意義について論じている。これらの報告に関して島田修一氏と堀越芳昭氏がコメントをしたうえで、フォーラム参加者を含めた刺激的な討論が交わされている。私は堀越氏の下記の感想に同感する。「今日のシンポジウムで、これからの可能性が具体的にいろいろな角度から明らかになってきて、日本の社会経済システムの方向性が見えてきた……。歴史の流れの大きな変化を看取る思いです」(246ページ)。